

## 公告

医療機器等売却処分業務に関する制限付き一般競争入札（以下「一般競争入札」という。）は、次のとおりである。

平成30年8月29日

公立陶生病院組合

管理者 瀬戸市長 伊藤 保徳

- 1 一般競争入札に付する事項
  - (1) 業務委託名  
医療機器等売却処分業務
  - (2) 業務場所  
瀬戸市西追分町160番地内
  - (3) 履行期間  
契約締結の日から平成30年11月2日まで
  - (4) 業務委託内容  
仕様書のとおり
- 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項
  - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
  - (2) 平成30年・31年度瀬戸市物品の納入等入札（見積）参加資格者名簿に対象品目（業務（大分類）02．物品の買受け 営業種目（営業種目）01．不用品買受）又は（業務（大分類）03．役務の提供等 営業種目（中分類）01．建物等各種施設管理 取扱内容（小分類）12．廃棄物・リサイクル）に係る業種が登載されている者であること。
  - (3) 公告の日から入札日までの間において、瀬戸市（公立陶生病院組合指名停止取扱要綱第3条による）から指名停止措置を受けていない者であること。
  - (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立がない者にあつては、同法に基づく更生手続開始の決定を受けていること。
  - (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき民事再生手続開始の申立がない者にあつては、同法に基づく再生手続開始の決定を受けていること。
  - (6) 平成25年4月1日から本公告の日までの間に病床数300床以上の医療機関において本件業務と同種の契約実績を1件以上有する者であること。
  - (7) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）の規定により必要な高度管理医療機器販売業・貸与業の許可を受けていること。  
ただし、医療機器等の処分業務を自ら行わない場合は、当該許可を受けている業者を指定すること。
  - (8) 古物営業法（昭和24年法律第108号）の規定により必要な古物商の許可を受けしていること。

ただし、医療機器等の処分業務を自ら行わない場合は、当該許可を受けている業者を指定すること。

(9) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）の規定により必要な産業廃棄物の収集運搬及び処分業の許可を受けていること。

ただし、産業廃棄物の収集・運搬、処分業務を自ら行わない場合は、当該許可を受けている業者を指名すること。

(10) その他の法令、規則等に違反していない者であること。

### 3 入札参加資格の確認等

(1) 入札参加を希望する者は、別に配布する一般競争入札参加資格確認申請書及び関係資料（以下「資格確認申請書」という。）を次のとおり持参により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、競争入札参加資格の適否については、平成30年9月7日（金）に資格確認申請者に対し、一般競争入札参加資格確認通知書（以下「確認通知書」という。）により通知するものとする。

ア 資格確認申請書の配布期間

平成30年8月29日（水）から平成30年9月6日（木）まで  
（土曜日、日曜日及び祝日を除く）

イ 資格確認申請書の提出期間

平成30年8月30日（木）から平成30年9月6日（木）まで  
（土曜日、日曜日及び祝日を除く）

ウ 時間

午前9時から午後4時まで（正午から1時までを除く）

エ 提出部数

1部

オ 提出場所

公立陶生病院 経営戦略室

カ その他

(ア) 書類提出に係る費用は、提出者の負担とする。

(イ) 提出された書類は、返却しないものとする。

(2) 提出書類

ア 資格確認申請書（第1-1号様式）

イ 契約実績調書（別紙1）

ウ 高度管理医療機器販売業・貸与業の許可書の写し（許可業者を別途指定する場合は、「高度管理医療機器販売業・貸与業者指定証明書（第2号様式）」及び指定業者に係る当該許可書の写し）

エ 産業廃棄物収集・運搬業の許可書の写し（許可業者を別途指定する場合は、「産業廃棄物収集・運搬業者指定証明書（第3号様式）」及び指定業者に係る当該許可書の写し）

オ 産業廃棄物処分業の許可書の写し（許可業者を別途指定する場合は、「産

業廃棄物処分業者指定証明書（第4号様式）」及び指定業者に係る当該許可書の写し)

#### 4 現地説明会

入札参加者は必ず現地説明会に参加すること。

##### (1) 日時

平成30年9月3日（月） 午後2時

##### (2) 場所

公立陶生病院 西棟1階 第3会議室

#### 5 入札執行の日時

##### (1) 日時

平成30年9月12日（水） 午後3時

##### (2) 場所

公立陶生病院 北棟（旧南棟）5階 第1会議室

#### 6 入札保証金

(1) 一般競争入札に参加しようとする者は、公立陶生病院組合契約規則第9条に基づき、その見積る契約金額の100分の5以上の入札保証金を平成30年9月11日（火）までに納めなければならない。

(2) 次に掲げる場合においては、公立陶生病院組合契約規則第12条により、入札保証金の全部又は一部を免除することができる。

ア 一般競争入札に参加しようとする者が保険会社との間に公立陶生病院組合を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 一般競争入札に参加しようとする者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

#### 7 入札の執行

(1) 入札書は本人又は委任状を提出、確認通知書を提示した代理人が持参することにより行うものとし、郵送または電送によるものは受け付けない。なお、会場への入場者は各資格者2名以内とする。

(2) 入札回数は5回（再度入札は4回）とする。

(3) 資格確認の結果、制限付き一般競争入札参加資格を有する者が1人である場合又は入札に参加する者が1人である場合においても、原則として入札を執行するものとする。

(4) 入札参加者は、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額（消費税抜き）を入札書に記載すること。

(5) 入札内訳書を提出すること。

#### 8 予定価格等

予定価格は公表しない。

#### 9 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 入札参加者の資格を有しない者のした入札

- (2) 所定の日時まで所定の入札保証金を納付しない者のした入札
- (3) 所定の日時まで所定の場所に到達しない入札
- (4) 入札書の入札金額を訂正している入札
- (5) 入札に際して談合等による不正行為があった入札
- (6) 同一事項の入札に対し、2以上の意思表示をした入札
- (7) 記名押印のない入札
- (8) 入札書の記載事項が確認できない入札
- (9) その他契約担当者があらかじめ指示した事項に違反した入札

#### 1 0 落札者の決定

一般競争入札において、予定価格の制限内で最低の価格で入札した者を落札者とする。落札者となる者が2人以上あるときは、くじにより落札者を決定する。

#### 1 1 契約書作成の要否

必要とする。

#### 1 2 契約保証金

(1) 落札者は、公立陶生病院組合契約規則第33条に基づき、契約金額の100分の10以上の金額の契約保証金を納めなければならない。

(2) 落札者が次のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部の納付を免除するものとする。

ア 契約の相手方が保険会社との間に当組合を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

イ 契約の相手方が過去2年間に国（公社及び公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

#### 1 3 その他

(1) この公告に記載していない事項については、地方自治法、同法施行令、公立陶生病院組合契約規則等の定めによる。

(2) 資格確認申請書等に虚偽の記載をした場合においては、公立陶生病院組合指名停止要領に基づき、指名停止を行うことがある。

#### 1 4 問い合わせ先

公立陶生病院組合 管財経理課用度係

瀬戸市西追分町 160 番地

電話 0561-82-1945（ダイヤルイン）

## 仕様書

### 医療機器等売却処分業務委託

本仕様書は、公立陶生病院の移転に伴い残置された医療機器等の売却処分業務の内容について示したものである。

また、これらの作業等が安全衛生及び周辺環境への配慮を行い、安全かつ円滑に業務を実施しなければならない。

#### 1 業務概要

(1) 外来棟及び中央棟の残置医療機器等の売却処分

(2) 施設概要

施設名称 ①外来棟地下1階、地上3階建

②中央棟地下1階、地上8階建

#### 2 業務内容

外来棟地下1階、1階及び2階並びに中央棟地下1階及び1階に残置された医療機器、什器、備品その他物品（以下残置物品）の解体撤去、集積、搬出、引き取り（買い取り）、運搬、処分作業

(1) 対象物品

外来棟地下1階、1階及び2階並びに中央棟地下1階及び1階の別図の廃棄対象範囲内の残置物品のうち下記(2)除外物品以外の残置物品全てとする。

① 医療機器

② 什器（事務用デスク、スチール棚等）

③ OA機器（パーソナルコンピュータ、モニタ、プリンタ、ハードディスク等）

④ 家電（テレビ、冷蔵庫、洗濯機等）

(2) 除外物品

① 消火器

② 建物と一体となったもの

③ カルテ、X線フィルム

#### 3 説明会及び現地確認

入札参加者は、必ず事前に説明会に参加し、現地を確認して査定すること。なお、査定に要する費用は、全額入札参加者の負担とする。

#### 4 履行期間

契約締結の日から平成30年11月2日（金）まで

#### 5 搬出経路等

現地確認すること。

## 6 関係官公署への諸手続

- (1) 必要な関係官公署に対する諸手続は、本院関係職員と協議し、受託者の責任により遅滞なく行うこと。
- (2) 関係官公署への諸手続等に係る関係書類は、成果物として編纂し、整理すること。

## 7 提出書類及び報告書類

- (1) 残置物品を買い取る際には、買い取り証明書を作成し、提出すること。
- (2) 廃棄機器等は、関係法令に従い適正に処分し、報告書及びマニフェストを提出すること。
- (3) パーソナルコンピュータ、ハードディスク等情報機器のデータは、受託者の責任において消去等を行い、データ消去作業完了報告書等を提出すること。
- (4) 各作業工程における状況を写真撮影により管理し、報告書として整理すること。

## 8 入札額の算出方法

### (1) 引き取り（買い取り）

入札者が代金を支払うことを見積もった場合には、負（マイナス）の数値で算出すること。買い取り額は、必要な一切の費用（撤去、運搬、処理費等）を差し引いた金額とする。

### (2) 処分

入札者が代金を受け取ることを見積もった場合には、正（プラス）の数値で算出すること。処分額は、必要な一切の費用（撤去、運搬、処理費、マニフェスト代等）の全てが含まれたものとする。

### (3) 入札額

上記方法により算出した額を（①+②）入札額（税抜）とする。

## 9 その他

- (1) 上記事項に明示していない事項でも、業務遂行上又は技術上当然必要と認められる事項については、受託者の責任において行うこと。
- (2) 処分対象機器にフロンや水銀を含有しているものがある場合、その処理については、対象法令に基づき処理並びに処分報告をするものとする。
- (3) 残置物品の搬出作業にあたっては、作業スケジュール、搬出経路等協議し、事故及び道路混在、騒音等の発生に注意し、作業を行うこと。
- (4) 残置物品の搬出作業の実施にあたっては、情報の漏洩やデータの紛失等の防止のために適正な管理を行うこと。
- (5) 廃棄物については、飛散、流失しないよう注意すること。
- (6) 仕様書に疑義が生じた場合は、協議を行うものとする。

- (7) 引き渡しの際及び引き渡し後において生じた問題については、全て受託者の負担において責任をもって対応することとし、本院は一切の責任を負わないものとする。
- (8) 外来棟及び中央棟は、解体撤去を予定しているため、残置物品の搬出時の養生等は不要である。
- (9) 残置物品は、現状の引き渡しとし、引き渡し後の故障、瑕疵等について一切の責任を負わない。
- (10) 残置物品に所有者等を表示する管理票シール及び所有者を特定し得る情報が貼付されている場合は、引渡後速やかに、受託者の責任と費用負担で必ず消去すること。
- (11) 受託者は、搬出作業等の現場責任者を定め、事故等が発生した場合には、速やかに本院担当者に報告すること。
- (12) その他疑義を生じた場合は、本院担当職員に連絡し、指示を受けること。